一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市緒方町大石字西ケ平八八七、九〇五の三、九〇五の四、九〇五の一〇、字小屋敷九一〇、九一六の一〇、九一六の一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小屋敷九一〇（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市字東風隠九三六五、九三六六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東風隠九三六五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県由布市挾間町内成字ウソノ二一二三の一、字タイ三〇二四の二（次の図に示す部分に限る。）、三〇二四の三から三〇二四の八まで、三〇二四の二六、三〇二五の一、字ムカイソウ三五一三、三五一四の一、三五一四の三、三五一五、字イテウヱ三五一六の一、三五一六の六から三五一六の一一まで、三五一六の一三、三五一六の一七、三五一六の二一、三五一六の二四、三五一六の二六、三五一六の二八、三五一六の三〇、三五一六の三二、三五一六の三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ウソノ二一二三の一・字タイ三〇二四の五・三〇二四の二六・字ムカイソウ三五一五・字イテウヱ三五一六の二四・三五一六の二六・三五一六の二八・三五一六の三二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市米水津大字小浦字本小浦五五一（次の図に示す部分に限る。）、五五六の一、五五六の二、五六一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字小川字小河内七二二、七二五、七二八、七二九、七三〇の一、七三〇の二、七三三の二、七三四、七三五の一、七三五の二、七四二、七四三、七四六、七四九から七五三まで、本匠大字宇津々字ヒノコウ三五五、四〇九の一、四一一の一、四一一の二、四一二、四一四、四一五、四一八、四二二、四二四から四二七まで、四二八の一、四二八の三、四五二、四五六から四六一まで、四六四から四六九まで、四七三、字立平三九五の一、三九五の二、四〇八、直川大字下直見字大河内五七五、五七七、五七八、五八〇、五八三・五八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八七、五八八の一、五八八の二、五八九から五九一まで、五九四（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小河内七二二（次の図に示す部分に限る。）、七二九、七三五の一、七四二・七四三・七四九・七五一から七五三まで・字ヒノコウ三五五・四一一の一・四一二・四一四・四一五・四一八・四五二・四五七・四五八・四七三（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、字立平三九五の一（次の図に示す部分に限る。）、三九五の二、字大河内五八三・五八五・五八八の一・五九〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字高伏字夕尺七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年十二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦